

令和6年第一回定例会提出議案一覧

予算案件（31件）

整理 番号	議番号	案 件	所管課
1	1	専決処分の報告について（令和5年度熊本市一般会計補正予算）	財政局 財政課
2	2	令和6年度熊本市一般会計予算	財政局 財政課
3	3	令和6年度熊本市国民健康保険会計予算	財政局 財政課
4	4	令和6年度熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算	財政局 財政課
5	5	令和6年度熊本市介護保険会計予算	財政局 財政課
6	6	令和6年度熊本市後期高齢者医療会計予算	財政局 財政課
7	7	令和6年度熊本市農業集落排水事業会計予算	財政局 財政課
8	8	令和6年度熊本市産業振興資金会計予算	財政局 財政課
9	9	令和6年度熊本市競輪事業会計予算	財政局 財政課
10	10	令和6年度熊本市植木中央土地区画整理事業会計予算	財政局 財政課
11	11	令和6年度熊本市奨学金貸付事業会計予算	財政局 財政課
12	12	令和6年度熊本市公債管理会計予算	財政局 財政課
13	13	令和6年度熊本市病院事業会計予算	財政局 財政課
14	14	令和6年度熊本市水道事業会計予算	財政局 財政課
15	15	令和6年度熊本市下水道事業会計予算	財政局 財政課
16	16	令和6年度熊本市工業用水道事業会計予算	財政局 財政課
17	17	令和6年度熊本市交通事業会計予算	財政局 財政課

整理 番号	議番号	案 件	所管課
18	18	令和 5 年度熊本市一般会計補正予算	財政局 財政課
19	19	令和 5 年度熊本市国民健康保険会計補正予算	財政局 財政課
20	20	令和 5 年度熊本市介護保険会計補正予算	財政局 財政課
21	21	令和 5 年度熊本市後期高齢者医療会計補正予算	財政局 財政課
22	22	令和 5 年度熊本市農業集落排水事業会計補正予算	財政局 財政課
23	23	令和 5 年度熊本市産業振興資金会計補正予算	財政局 財政課
24	24	令和 5 年度熊本市競輪事業会計補正予算	財政局 財政課
25	25	令和 5 年度熊本市植木中央土地地区画整理事業会計補正予算	財政局 財政課
26	26	令和 5 年度熊本市奨学金貸付事業会計補正予算	財政局 財政課
27	27	令和 5 年度熊本市公債管理会計補正予算	財政局 財政課
28	28	令和 5 年度熊本市病院事業会計補正予算	財政局 財政課
29	29	令和 5 年度熊本市水道事業会計補正予算	財政局 財政課
30	30	令和 5 年度熊本市下水道事業会計補正予算	財政局 財政課
31	31	令和 5 年度熊本市交通事業会計補正予算	財政局 財政課

条例案件（31件）

整理 番号	議番号	案 件	所管課
1	32	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務局 総務課
2	33	熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	総務局 人事課
3	34	熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	総務局 人事課
4	35	熊本市附属機関設置条例の一部改正について	総務局 人事課
5	36	熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
6	37	熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
7	38	熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
8	39	熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
9	40	熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
10	41	熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
11	42	熊本市教育長の給与等に関する条例の一部改正について	総務局 労務厚生課
12	43	熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について	総務局 労務厚生課
13	44	熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について	総務局 情報政策課
14	45	熊本市消防事務に関する手数料条例の一部改正について	消防局 指導課
15	46	熊本市手数料条例の一部改正について	文化市民局 地域政策課
16	47	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	文化市民局 地域政策課 都市建設局 市営住宅課

整理 番号	議番号	案 件	所管課
17	48	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	健康福祉局 高齢福祉課 介護事業指導課
(18)	100	熊本市介護保険条例の一部改正について	健康福祉局 介護保険課
19	49	熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の条例の制定について	健康福祉局 介護事業指導課
20	50	熊本市障害者福祉センター希望荘条例の一部改正について	健康福祉局 障がい福祉課
21	51	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	健康福祉局 障がい福祉課
22	52	熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について	健康福祉局 こころの健康 センター
23	53	熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	病院局 総務企画課
24	54	熊本市水道条例の一部改正について	上下水道局 総務課
25	55	熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	上下水道局 総務課
26	56	熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について	経済観光局 商業金融課
27	57	熊本市新型コロナウイルス感染症農漁業者金融対策基金条例の制定について	農水局 農業支援課
28	58	漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	農水局 水産振興センター 都市建設局 都市政策課
29	59	熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について	都市建設局 建築指導課
30	60	熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	交通局 総務課
31	61	熊本市軌道条例の一部改正について	交通局 総務課

その他の案件（38件）

整理 番号	議番号	案 件	所管課
1	自62 至84	市道の認定について（23路線）	都市建設局 土木総務課
2	自85 至86	市道の廃止について（2路線）	都市建設局 土木総務課
3	99	熊本市基本構想及び熊本市基本計画の策定について	政策局 政策企画課
4	87	和解の成立について（イラストの無断使用に係る解決金の支払等）	北区役所 北部まちづくり センター
5	88	包括外部監査契約締結について	総務局 総務課
6	89	熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について	総務局 法制課
7	90	御船町甲佐町衛生施設組合と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について	環境局 廃棄物計画課
8	91	益城、嘉島、西原環境衛生施設組合と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について	環境局 廃棄物計画課
9	92	上益城郡山都町と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について	環境局 廃棄物計画課
10	93	熊本市と山鹿市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託について	環境局 浄化対策課
11	94	山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について	環境局 浄化対策課
12	95	山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について	環境局 浄化対策課
13	96	特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更について	文化市民局 地域政策課
14	97	軌道整備事業の実施について	交通局 総務課
15	98	工事請負契約締結について（天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業）	教育委員会 教育改革推進課

報告案件（11件）

整理 番号	報番号	案 件	所管課
1	1	専決処分の報告について（損害賠償額の決定）	総務局 法制課
2	2	専決処分の報告について（市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡しの請求に関する訴えの提起並びに和解成立）	都市建設局 市営住宅課
3	3	専決処分の報告について（市営住宅に係る家賃等の請求に関する和解申立及び訴えの提起）	都市建設局 市営住宅課
4	4	専決処分の報告について（都市計画道路池田町花園線外1線道路改良工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
5	5	専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋（P3・P4）上部工工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
6	6	専決処分の報告について（一般県道池上インター線オフランプ橋橋梁上部工外工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
7	7	専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋（P2）上部工工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
8	8	専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋（区間③－1）橋梁鋼上部工工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
9	9	専決処分の報告について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修電気設備工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課
10	10	専決処分の報告について（熊本城飯田丸五階櫓石垣復旧工事（その9）請負契約の変更）	総務局 工事契約課
11	11	専決処分の報告について（富合中学校校舎増改築工事請負契約の変更）	総務局 工事契約課

令和 6 年第一回定例会提出議案一覧

【 条例案件 】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
【 1 】 議第 32 号	件名：地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について ＜制定理由＞ 地方自治法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 9 号）の施行による地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）の一部改正に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定するもの ＜制定内容＞ 1 次に掲げる条例につき、引用条項の整備を行う。 (1) 熊本市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 4 9 号） (2) 熊本市交通事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 5 1 号） (3) 熊本市病院事業の設置等に関する条例（昭和 4 1 年条例第 5 4 号） (4) 熊本市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 3 年条例第 3 号） 2 昭和天皇の崩御に伴う熊本市職員の懲戒免除及び債務の免除に関する条例（平成元年条例第 2 号）を廃止する。 ＜施行日＞ 令和 6 年（2 0 2 4 年） 4 月 1 日

【2】 議第 33 号	件名：熊本市職員の退職手当に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 60歳到達日以後に退職する者の退職手当の基本額の算定方法の見直しを行う等のため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 1 当分の間、60歳到達日後の最初の4月1日から7割水準の給料月額となる前に希望降任等により給料月額が減額されたことがある者の退職手当の基本額の算定においては、7割水準となる前の給料月額、勤続期間等を踏まえた算定をすることとする。 2 当分の間、11年未満の期間勤続した者であっても、60歳到達日以後にその者の非違によることなく退職した場合にあっては、自己都合等退職者に係る退職手当の基本額の減額措置を適用しないこととする。 3 引用条項の整備 ＜施行日＞ 改正内容1及び2 公布の日 改正内容3 令和6年（2024年）4月1日
【3】 議第 34 号	件名：熊本市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 子育て支援時間を導入するため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 小学生の子等の養育のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとする。 ＜施行日＞ 令和6年（2024年）4月1日

【４】 議第 35 号	件名：熊本市附属機関設置条例の一部改正について <改正理由> 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき附属機関を設置する等のため、所要の改正を行うもの <改正内容> 1 附属機関の設置 市長の附属機関 (1) 熊本市公契約条例（仮称）検討委員会 (2) 熊本市困難女性支援基本計画（仮称）策定委員会 (3) 熊本市環境影響評価技術指針等検討委員会 2 附属機関の廃止 市長の附属機関 (1) 熊本市本庁舎等整備の在り方に関する有識者会議 教育委員会の附属機関 (1) 金峰山少年自然の家整備運営審議会 <施行日> 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日
【５】 議第 36 号	件名：熊本市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について <改正理由> 人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいた初任給調整手当の改定をするため、所要の改正を行うもの <改正内容> 医療職員に係る初任給調整手当の支給月額の限度額の改定 308,600 円 → 309,200 円（+600 円） <施行日> 公布の日（令和 5 年（2023 年）4 月 1 日適用）

【6】 議第 37 号	件名：熊本市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について <改正理由> 清掃等作業手当の支給対象を拡大するため、所要の改正を行うもの <改正内容> 用排水路等のしゅんせつ作業に係る清掃等作業手当の支給対象の拡大 <table border="1" data-bbox="383 398 1430 595"> <thead> <tr> <th data-bbox="383 398 906 450">現 行</th><th data-bbox="906 398 1430 450">改正後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="383 450 906 595">各区役所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの</td><td data-bbox="906 450 1430 595">農水局又は各区役所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの</td></tr> </tbody> </table> <施行日> 令和6年（2024年）4月1日	現 行	改正後	各区役所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの	農水局又は各区役所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの
現 行	改正後				
各区役所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの	農水局又は各区役所に勤務する職員のうち人事委員会規則で定めるもの				
【7】 議第 38 号	件名：熊本市長等の給与に関する条例の一部改正について <改正理由> 熊本市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市長等の給料を改定するため、所要の改正を行うもの <改正内容> 市長、副市長及び常勤監査委員の給料月額を次のとおり改定する。 (1) 市長 月額 1,190,000 円 → 1,193,000 円（+3,000 円） (2) 副市長 月額 947,000 円 → 949,000 円（+2,000 円） (3) 常勤監査委員 月額 690,000 円 → 692,000 円（+2,000 円） <施行日> 令和6年（2024年）4月1日				

【8】 議第 39 号	件名：熊本市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について <改正理由> 熊本市特別職報酬等審議会の答申に基づき、市議会議員の議員報酬を改定するため、所要の改正を行うもの <改正内容> 市議会議員の議員報酬の月額を次のとおり改定する。 (1) 議長 月額 820,000 円 → 822,000 円 (+2,000 円) (2) 副議長 月額 746,000 円 → 748,000 円 (+2,000 円) (3) 議員（議長及び副議長を除く。） 月額 676,000 円 → 678,000 円 (+2,000 円) <施行日> 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日
【9】 議第 40 号	件名：熊本市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について <改正理由> 特別職の職員の報酬額を改定するため、所要の改正を行うもの <改正内容> 特別職の職員の報酬額の改定 (1) 国民健康栄養調査員 日額 9,210 円 → 日額 9,730 円 (2) 措置診察指定医 1 回につき 13,594 円 → 1 回につき 13,631 円 (3) 精神科病院実地指導審査医 日額 24,251 円 → 日額 24,319 円 (4) 精神医療審査会委員 日額 10,500 円 → 日額 14,700 円 (5) 自立支援医療費（精神通院）及び精神障害者保健福祉手帳判定会委員 日額 12,594 円 → 日額 12,631 円 <施行日> 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日

【10】 議第41号	件名：熊本市企業管理者の給与に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 市長等の給料の改定が実施されることに伴い、企業管理者の給料を改定するため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 企業管理者の給料月額を次のとおり改定する。 (1) 上下水道事業管理者及び病院事業管理者 月額 705,000 円 → 707,000 円 (+2,000 円) (2) 交通事業管理者 月額 635,000 円 → 637,000 円 (+2,000 円) ＜施行日＞ 令和6年（2024年）4月1日
【11】 議第42号	件名：熊本市教育長の給与等に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 市長等の給料の改定が実施されることに伴い、教育長の給料を改定するため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 教育長の給料月額を次のとおり改定する。 705,000 円 → 707,000 円 (+2,000 円) ＜施行日＞ 令和6年（2024年）4月1日

【12】 議第43号	件名：熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について <改正理由> 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするため、所要の改正を行うもの <改正内容> 1 会計年度任用職員に勤勉手当を支給するとともに、これに伴う期末手当の支給割合の整備を行う。 <table><tr><td colspan="2"></td><td>現行</td><td>改正後</td></tr><tr><td rowspan="3">6月支給 12月支給</td><td>期末</td><td>1.3月分</td><td>1.225月分</td></tr><tr><td>勤勉</td><td>なし</td><td>1.025月分</td></tr><tr><td>合計</td><td>1.3月分</td><td>2.25月分</td></tr></table> ※令和6年4月1日時点の支給割合 2 会計年度任用職員の期末手当の支給の基準となる任用期間の算定において、任命権者の異なる任用期間を合計できることとする。 3 次に掲げる条例の一部改正（1に伴う規定の整備） (1) 熊本市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号） (2) 熊本市業務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成19年条例第11号） <施行日> 令和6年（2024年）4月1日等			現行	改正後	6月支給 12月支給	期末	1.3月分	1.225月分	勤勉	なし	1.025月分	合計	1.3月分	2.25月分
		現行	改正後												
6月支給 12月支給	期末	1.3月分	1.225月分												
	勤勉	なし	1.025月分												
	合計	1.3月分	2.25月分												
【13】 議第44号	件名：熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について <改正理由> 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの <改正内容> 法律の改正に伴う規定の整備 <施行日> 公布の日又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日のいずれか遅い日														

【 1 4 】 議第 45 号	件名：熊本市消防事務に関する手数料条例の一部改正について ＜改正理由＞ 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 3 4 7 号）の施行に伴い、本市もこれに準じた手数料の改定をするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 1 消防法（昭和 2 3 年法律第 1 8 6 号）に基づく浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る手数料の改定 1, 180, 000 円～7, 070, 000 円 → 1, 450, 000 円～8, 790, 000 円 2 高圧ガス保安法（昭和 2 6 年法律第 2 0 4 号）に基づく移動式製造設備のみを使用した高圧ガスの製造の許可に係る手数料について、当該設備が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和 4 2 年法律第 1 4 9 号）に基づく許可を既に受けている場合の手数料を追加 ＜施行日＞ 令和 6 年（2 0 2 4 年）4 月 1 日
----------------------------	---

【 1 5 】 議第 46 号	件名：熊本市手数料条例の一部改正について ＜改正理由＞ 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第 1 7 号）の施行等に伴い、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る手数料を新設する等のため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 1 戸籍法（昭和 2 2 年法律第 2 2 4 号）の改正に伴う規定の整備 2 戸籍法に係る手数料の新設等 (1) 手数料の新設 ア 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行 1 件につき 4 0 0 円 イ 除籍電子証明書提供用識別符号の発行 1 件につき 7 0 0 円 ウ 届書等情報の内容の証明書の交付 1 通につき 3 5 0 円 エ 届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務 1 件につき 3 5 0 円 (2) 戸籍証明書及び除籍証明書の交付に係る手数料の対象として、広域交付を行う場合における交付を追加 ※ 広域交付とは、本籍地以外の市区町村の窓口において、戸籍証明書・除籍証明書を交付することをいう。 3 証明書等自動交付機を介して行う証明書等の交付に係る手数料の対象として、申請者が移動端末設備を利用して証明書等自動交付機で申請をする場合における交付を追加 ＜施行日＞ 改正内容 1 及び 2 → 令和 6 年（2 0 2 4 年）3 月 1 日 改正内容 3 → 公布の日
----------------------------	--

【 1 6 】 議第 47 号	件名：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について < 制定理由 > 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 3 0 号）の施行に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定するもの < 制定内容 > 次に掲げる条例につき、引用条項の整備を行う。 （1）熊本市営住宅条例（平成 9 年条例第 4 5 号） （2）熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成 1 6 年条例第 4 3 号） < 施行日 > 令和 6 年（2 0 2 4 年）4 月 1 日
----------------------------	--

【17】 議第48号	件名：指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について ＜制定理由＞ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第16号）の施行に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定するもの ＜制定内容＞ 次に掲げる条例につき、身体的拘束を実施した場合の記録作成義務が新たに課されこととなる事業者を、当該記録の市長への報告義務等の適用対象とするための規定の整備を行う。 (1) 熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第85号） (2) 熊本市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第86号） (3) 熊本市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第90号） (4) 熊本市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第91号） (5) 熊本市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成26年条例第56号） (6) 熊本市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成26年条例第57号） ＜施行日＞ 令和6年（2024年）4月1日等
-----------------------	--

(18) 議第100号	件名：熊本市介護保険条例の一部改正について ＜改正理由＞ 介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第13号）の施行及び熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の見直しに伴い、保険料率の改定をする等のため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 1 保険料率の改定 年額38,400円から161,280円まで → 年額34,944円から222,720円まで ※ 第1号被保険者のうち所得段階が第1段階、第2段階又は第3段階に該当するものについては、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの各年度における保険料率を軽減 (1) 第1段階に該当する者 年額 34,944円 → 21,888円 (2) 第2段階に該当する者 年額 43,776円 → 28,416円 (3) 第3段階に該当する者 年額 49,920円 → 49,536円 2 第1号被保険者のうち所得段階が第9段階から第12段階までに該当するものの判定に用いる合計所得金額の改定 3 保険料所得段階数の変更 13段階制 → 15段階制 ＜施行日＞ 令和6年（2024年）4月1日
【19】 議第49号	件名：熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例を廃止する等の条例の制定について ＜制定理由＞ 熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第89号）を廃止する等のため、この条例を制定するもの ＜制定内容＞ 1 熊本市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止 2 熊本市手数料条例（昭和25年告示第20号）の一部改正 指定介護療養型医療施設の指定更新申請に係る手数料の廃止 ＜施行日＞ 令和6年（2024年）4月1日

【20】 議第 50 号	件名：熊本市障害者福祉センター希望荘条例の一部改正について <改正理由> 障害者福祉センター希望荘の名称を変更するため、所要の改正を行うもの <改正内容> 施設の名称の変更 熊本市障害者福祉センター希望荘 →熊本市障がい者福祉センター希望荘 <施行日> 令和6年（2024年）4月1日
【21】 議第 51 号	件名：児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について <制定理由> 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の施行に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定するもの <制定内容> 次に掲げる条例につき、医療型児童発達支援が児童発達支援に一元化されることに伴う規定の整備を行う。 (1) 熊本市児童福祉法施行条例（平成24年条例第32号） (2) 熊本市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第93号） (3) 熊本市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第105号） <施行日> 令和6年（2024年）4月1日
【22】 議第 52 号	件名：熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部改正について <改正理由> 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）の施行による精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの <改正内容> 引用条項の整備 <施行日> 令和6年（2024年）4月1日

【23】 議第53号	件名：熊本市病院事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 会計年度任用職員に支給する手当として、勤勉手当を追加する。 ＜施行日＞ 令和6年（2024年）4月1日
【24】 議第54号	件名：熊本市水道条例の一部改正について ＜改正理由＞ 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号）の施行による水道法（昭和32年法律第177号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 水道法の改正に伴う規定の整備 ＜施行日＞ 令和6年（2024年）4月1日
【25】 議第55号	件名：熊本市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 会計年度任用職員に支給する手当として、勤勉手当を追加する。 ＜施行日＞ 令和6年（2024年）4月1日

【26】 議第56号	件名：熊本市中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正について ＜改正理由＞ 市長に対し中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄を求める際の基礎とすることができる事業再生計画等を追加するため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 市長に対し中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄を求める際の基礎とすることができる事業再生計画等として、私的整理に関する指針であって市長が認めるものに基づき策定された事業再生計画等を追加する。 ＜施行日＞ 公布の日
【27】 議第57号	件名：熊本市新型コロナウイルス感染症農漁業者金融対策基金条例の制定について ＜制定理由＞ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者及び漁業者の資金繰りの円滑化を図るために実施する利子補給事業及び保証料助成事業に要する経費の財源に充てるための新型コロナウイルス感染症農漁業者金融対策基金を設置するため、この条例を制定するもの ＜制定内容＞ 1 設置 2 積立て 3 管理 4 繰替運用 5 運用益金の処理 6 処分 7 委任 ＜施行日＞ 公布の日（令和11年（2029年）3月31日限りで失効）

【28】 議第 58 号	件名：漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について < 制定理由 > 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 34 号）の施行による漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）の一部改正に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定するもの < 制定内容 > 次に掲げる条例につき、引用する法律の題名変更に伴う規定の整備を行う。 漁港漁場整備法 → 漁港及び漁場の整備等に関する法律 (1) 熊本市漁港管理条例（平成 2 年条例第 90 号） (2) 熊本市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 23 年条例第 86 号） < 施行日 > 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日
【29】 議第 59 号	件名：熊本市都市計画・建築事務に関する手数料条例の一部改正について < 改正理由 > 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号）の施行による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うもの < 改正内容 > 引用する法律の題名変更等に伴う規定の整備 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 →建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 < 施行日 > 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日

【30】 議第60号	件名：熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について ＜改正理由＞ 地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給することとするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 会計年度任用職員に支給する手当として、勤勉手当を追加する。 ＜施行日＞ 令和6年（2024年）4月1日							
【31】 議第61号	件名：熊本市軌道条例の一部改正について ＜改正理由＞ 電車バス共通の乗車券に係る特殊普通旅客運賃の改定をするため、所要の改正を行うもの ＜改正内容＞ 電車バス共通の乗車券について、1日旅客運賃を改定するとともに、24時間旅客運賃を導入する。 <table><tr><td>現 行</td><td>1日旅客運賃</td><td>2,000円以内で管理者が定める額</td></tr><tr><td rowspan="2">改 正 後</td><td>1日旅客運賃</td><td rowspan="2">2,200円以内で管理者が定める額</td></tr><tr><td>24時間旅客運賃</td></tr></table> ＜施行日＞ 令和6年（2024年）4月1日	現 行	1日旅客運賃	2,000円以内で管理者が定める額	改 正 後	1日旅客運賃	2,200円以内で管理者が定める額	24時間旅客運賃
現 行	1日旅客運賃	2,000円以内で管理者が定める額						
改 正 後	1日旅客運賃	2,200円以内で管理者が定める額						
	24時間旅客運賃							

【 その他の案件 】

整理番号 議番号	件名、提出理由及び主な内容等
【 1 】 自 議第 62 号 至 議第 84 号	件名：市道の認定について（23路線） <提出理由> 次の事由に伴う市道認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第39条の規定に基づく 管理帰属 (2) 地元要望 (3) 払下げ ※ 市道認定基準 幅員4m以上、縦断勾配9%以下等 <主な内容> 御幸木部1丁目第2号線 外22路線
【 2 】 自 議第 85 号 至 議第 86 号	件名：市道の廃止について（2路線） <提出理由> 次の事由に伴う市道廃止について、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの (1) 開発行為 (2) 払下げ <主な内容> 木部第47号線 外1路線

【３】 議第 99 号	件名：熊本市基本構想及び熊本市基本計画の策定について ＜提出理由＞ 基本構想及び基本計画の策定について、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により議会の議決すべき事件を定める条例（平成 19 年条例第 61 号）第 2 条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 1 基本構想 （1）策定の趣旨 （2）めざすまちの姿 （3）まちづくりの基本理念 2 基本計画 （1）計画の前提 （2）都市整備の方針 （3）時代を捉える横断的な視点 （4）人口減少への対応 （5）ビジョン （6）区における自主自立のまちづくり ※ 令和 13 年度（2031 年度）を目標年次とした基本計画
------------------------	--

【４】 議第 87 号	件名：和解の成立について（イラストの無断使用に係る解決金の支払等） <提出理由> 相手方が著作権を有するイラストを市が無断使用した件について、和解を成立させるため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの <主な内容> 1 相手方 大阪府柏原市在住の当該イラストの著作権者 2 事件の概要 相手方が著作権を有するイラストを、市が令和 4 年 8 月に発行した広報誌及び当該広報誌を掲載したホームページに無断使用したとして、令和 5 年 11 月、相手方から損害賠償の請求を受けたもの 3 和解条項 (1) 市は、相手方が著作権を有するイラスト 1 点（計 1 か所）を市の広報誌及びホームページ上において、無断使用していたこと（以下「本件」という。）を認め、謝罪の意を表す。 (2) 市は、相手方に対し、令和 6 年 4 月 30 日限り、前号の解決金として金 5 万 5 000 円を、相手方が指定した銀行口座に振り込む方法により支払う。なお、振込手数料は、市の負担とする。 (3) 市は、市が無断使用していたイラストについて、インターネット上から削除したことを確約する。 (4) 市は、相手方に対し、今後、相手方が著作権を有するイラストを無断使用しないことを確約する。 (5) 相手方及び市は、相手方と市との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
【５】 議第 88 号	件名：包括外部監査契約締結について <提出理由> 包括外部監査契約締結について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの <主な内容> 1 契約の始期 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日 2 契約の金額 12,721,000 円を上限とする額 3 費用の支払方法 監査報告提出後に支払う。ただし、基本費用の 2 分の 1 の範囲内で前金払をすることができる。 4 契約の相手方 公認会計士 奥村 栄隆

【6】 議第 89 号	件名：熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について <提出理由> 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により関係地方公共団体の協議により定めるため、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの <主な内容> 1 熊本広域行政不服審査会を共同設置する地方公共団体に、新たに玉名市、南関町及び和水町を追加 2 1に伴う熊本広域行政不服審査会共同設置規約の変更 (1) 設置に係る関係市町村に玉名市、南関町及び和水町を追加 (2) 審査会委員の数の変更 6人以内 → 9人以内 <規約の変更日> 令和6年（2024年）4月1日
------------------------	---

【 7 】 議第 90 号	件名：御船町甲佐町衛生施設組合と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について < 提出理由 > 御船町甲佐町衛生施設組合と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの < 主な内容 > 御船町甲佐町衛生施設組合の一般廃棄物の処分に関する事務を熊本市が受託するため、協議により次の事項に係る規約を定める。 1 委託事務の範囲 御船町及び甲佐町の区域内から排出される一般廃棄物（可燃ごみに限る。）の処分に関する事務 2 委託の期間 自 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日 至 令和 12 年（2030 年）3 月 31 日 3 管理及び執行の方法 熊本市の条例等の定めるところによる。 4 経費の負担及び予算の執行 経費は御船町甲佐町衛生施設組合の負担とする等 5 収入の帰属 6 決算の措置 7 連絡会議 8 条例等の制定又は改廃 9 協議 < 規約の施行日 > 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日等
--------------------------	---

【８】 議第 91 号	件名：益城、嘉島、西原環境衛生施設組合と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について ＜提出理由＞ 益城、嘉島、西原環境衛生施設組合と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の一般廃棄物の処分に関する事務を熊本市が受託するため、協議により次の事項に係る規約を定める。 1 委託事務の範囲 益城町、嘉島町及び西原村の区域内から排出される一般廃棄物（可燃ごみに限る。）の処分に関する事務 2 委託の期間 自 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日 至 令和 12 年（2030 年）3 月 31 日 3 管理及び執行の方法 熊本市の条例等の定めるところによる。 4 経費の負担及び予算の執行 経費は益城、嘉島、西原環境衛生施設組合の負担とする等 5 収入の帰属 6 決算の措置 7 連絡会議 8 条例等の制定又は改廃 9 協議 ＜規約の施行日＞ 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日等
------------------------	---

【9】 議第 92 号	件名：上益城郡山都町と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について ＜提出理由＞ 上益城郡山都町と熊本市との間における一般廃棄物の処分に関する事務の委託について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 上益城郡山都町の一般廃棄物の処分に関する事務を熊本市が受託するため、協議により次の事項に係る規約を定める。 1 委託事務の範囲 山都町の区域内から排出される一般廃棄物（可燃ごみに限る。）の処分に関する事務 2 委託の期間 自 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日 至 令和 12 年（2030 年）3 月 31 日 3 管理及び執行の方法 熊本市の条例等の定めるところによる。 4 経費の負担及び予算の執行 経費は山都町の負担とする等 5 収入の帰属 6 決算の措置 7 連絡会議 8 条例等の制定又は改廃 9 協議 ＜規約の施行日＞ 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日等
------------------------	---

【10】 議第93号	件名：熊本市と山鹿市との間におけるし尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の委託について <提出理由> し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の一部を山鹿市に委託するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの <主な内容> し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する事務の一部を山鹿市に委託するに当たり、協議により次の事項に係る規約を定める。 1 委託事務の範囲 熊本市北区の一部の区域内において生じたし尿及び浄化槽汚泥を処理する事務のうち、し尿処理施設において処理する事務 2 管理及び執行の方法 山鹿市の条例等の定めるところによる。 3 経費の負担及び予算の執行 経費は熊本市の負担とする等 4 決算の措置 5 連絡会議 6 条例等の制定又は改廃 7 協議 <規約の施行日> 令和7年（2025年）4月1日等
【11】 議第94号	件名：山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について <提出理由> 山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務を変更し、山鹿植木広域行政事務組合規約の一部を変更するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの <主な内容> 1 老朽化による山鹿衛生処理センターの廃止 2 廃止後の山鹿衛生処理センターの処分に関する事務を組合で共同処理するための規定の整備 <規約の変更日> 令和7年（2025年）4月1日

【12】 議第95号	件名：山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について ＜提出理由＞ 山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 1 山鹿市に帰属させる財産 し尿処理施設が位置する土地 <table border="1" data-bbox="395 593 1428 943"> <thead> <tr> <th>所在地</th><th>地積</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山鹿市山鹿字杖杉2055番</td><td>1,494.00㎡</td></tr> <tr> <td>山鹿市山鹿字杖杉2055番1</td><td>901.00㎡</td></tr> <tr> <td>山鹿市山鹿字杖杉2055番2</td><td>1,341.00㎡</td></tr> <tr> <td>山鹿市山鹿字杖杉2055番3</td><td>3.31㎡</td></tr> <tr> <td>山鹿市山鹿字切嶋2024番2</td><td>765.00㎡</td></tr> <tr> <td>計</td><td>4,504.31㎡</td></tr> </tbody> </table> 2 山鹿植木広域行政事務組合に帰属させる財産 し尿処理施設に配置されている車両及びその他の備え付けた物品 <table border="1" data-bbox="395 1039 1428 1189"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>数量</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4トンドンプ自動車</td><td>1</td></tr> <tr> <td colspan="2">その他の物品（工具、机、椅子、キャビネット等）</td></tr> </tbody> </table>	所在地	地積	山鹿市山鹿字杖杉2055番	1,494.00㎡	山鹿市山鹿字杖杉2055番1	901.00㎡	山鹿市山鹿字杖杉2055番2	1,341.00㎡	山鹿市山鹿字杖杉2055番3	3.31㎡	山鹿市山鹿字切嶋2024番2	765.00㎡	計	4,504.31㎡	名称	数量	4トンドンプ自動車	1	その他の物品（工具、机、椅子、キャビネット等）	
所在地	地積																				
山鹿市山鹿字杖杉2055番	1,494.00㎡																				
山鹿市山鹿字杖杉2055番1	901.00㎡																				
山鹿市山鹿字杖杉2055番2	1,341.00㎡																				
山鹿市山鹿字杖杉2055番3	3.31㎡																				
山鹿市山鹿字切嶋2024番2	765.00㎡																				
計	4,504.31㎡																				
名称	数量																				
4トンドンプ自動車	1																				
その他の物品（工具、机、椅子、キャビネット等）																					
【13】 議第96号	件名：特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更について ＜提出理由＞ 特定の事務を取り扱う郵便局の指定に係る事務の取扱期間を変更するため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項において準用する同条第3項の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの ＜主な内容＞ 特定の事務を取り扱う郵便局の指定に係る事務の取扱期間の変更 現 行：令和6年（2024年）3月31日まで 変更後：令和7年（2025年）3月31日まで																				

【 1 5 】 議第 98 号	件名：工事請負契約締結について（天明校区施設一体型義務教育学校施設整備事業） <提出理由> 工事請負契約締結について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び熊本市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 6 号）第 2 条の規定に基づき、市議会の議決を求めるもの <主な内容> 1 請 負 金 額 6, 0 0 6, 0 0 0, 0 0 0 円 2 契約の相手方 豊・大建・産紘・建吉・竹内共同企業体 代表者 熊本市東区山ノ内 1 丁目 3 番 1 号 株式会社 豊工務店 代表取締役 鉄谷 浩之 福岡市博多区住吉 3 丁目 1 番 1 号 株式会社 大建設計 九州事務所 九州事務所長 湯原 洋史 熊本市南区出仲間 9 丁目 6 番 1 6 号 株式会社 産紘設計 代表取締役 南 孝雄 熊本市中央区坪井 6 丁目 3 8 番 1 5 号 株式会社 建吉組 代表取締役 笹原 健嗣 熊本市東区尾ノ上 4 丁目 2 0 番 1 1 号 株式会社 竹内工務店 代表取締役 竹内 浩二 ※ 履行期間 議決日から令和 1 1 年（2 0 2 9 年）3 月 3 0 日までの予定
----------------------------	---

【 報告案件 】

整理番号 報番号	件名、提出理由及び主な内容等														
【 1 】 報第 1 号	件名：専決処分の報告について（損害賠償額の決定）														
	＜提出理由＞ 損害賠償額の決定について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和 4 1 年条例第 2 5 号）第 2 号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき、市議会に報告するもの														
	＜主な内容＞ ・件数 7 7 件 ・損害賠償総額 1 9, 7 4 7, 5 7 8 円 （令和 5 年（2 0 2 3 年）1 月 1 日～同年 1 2 月 3 1 日）														
	＜備考＞														
	<table><tr><th>種類</th><th>件数</th><th>金額</th></tr><tr><td>公用車による交通事故</td><td>27</td><td>4, 234, 583 円</td></tr><tr><td>道路その他工作物管理瑕疵による事故</td><td>30</td><td>8, 229, 368 円</td></tr><tr><td>職員の過失による器物損壊等</td><td>15</td><td>7, 235, 052 円</td></tr><tr><td>契約解除等</td><td>5</td><td>48, 575 円</td></tr></table>	種類	件数	金額	公用車による交通事故	27	4, 234, 583 円	道路その他工作物管理瑕疵による事故	30	8, 229, 368 円	職員の過失による器物損壊等	15	7, 235, 052 円	契約解除等	5
種類	件数	金額													
公用車による交通事故	27	4, 234, 583 円													
道路その他工作物管理瑕疵による事故	30	8, 229, 368 円													
職員の過失による器物損壊等	15	7, 235, 052 円													
契約解除等	5	48, 575 円													

【２】 報第２号	件名：専決処分の報告について（市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡し の請求に関する訴えの提起並びに和解成立） <提出理由> 市営住宅等に係る家賃等の請求及び明渡し の請求に関する訴えの提起並びに和解成立について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第１号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> ・家賃等滞納者及び不退去者に対する訴えの提起 ・件数 １１件 ・金額 ３，２０８，１３５円（訴えの提起までの期間において、当該相手方につき新たに生じた滞納額があるときはこれを加え、納付額があるときはこれを減じた額） ・訴訟方針等 市営住宅等の明渡し、滞納家賃等の支払、訴訟費用の被告負担及び仮執行宣言の判決を求める。 相手方が納付等を申し出、必要かつ適当と認める場合は、和解する。 ・専決日 令和６年（２０２４年）１月１８日
【３】 報第３号	件名：専決処分の報告について（市営住宅に係る家賃等の請求に関する和解申立及び訴えの提起） <提出理由> 市営住宅に係る家賃等の請求に関する和解申立及び訴えの提起について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第１号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> ・家賃等滞納者との間における和解申立 ・件数 １６件 ・金額 ４，４８７，３００円（和解申立までの期間において、当該相手方につき新たに生じた滞納額があるときはこれを加え、納付額があるときはこれを減じた額） ・和解方針等 和解を申し立て、その後異議がない場合はこのまま和解成立とし、和解が調わない場合は訴えを提起する。 ・専決日 令和６年（２０２４年）１月１８日

【４】 報第４号	件名：専決処分の報告について（都市計画道路池田町花園線外１線道路改良工事請負契約の変更） <提出理由> 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> １ 請 負 金 額 ３ ８ １， １ ４ ６， ３ ３ ３ 円 ↓ ４ １ ６， ５ ６ ６， ４ ６ ６ 円 ２ 契約の相手方 丸成・甲斐土木建設工事共同企業体 代表者 熊本市西区松尾町近津 ７ ６ ７ 番地 丸成産業 株式会社 代表取締役 下田 信美 熊本市北区楠 ８ 丁目 １ ７ 番 ２ ７ 号 甲斐土木工業 株式会社 代表取締役 甲斐 俊寿 ３ 専 決 日 令和 ６ 年（２０２４年）１月 １ ５ 日
【５】 報第５号	件名：専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋（Ｐ３・Ｐ４）上部工工事請負契約の変更） <提出理由> 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> １ 請 負 金 額 １， １ ９ ７， ５ ８ １， ０ ０ ０ 円 ↓ １， ２ ３ ０， ４ ４ ８， ５ ４ ４ 円 ２ 契約の相手方 熊本市東区健軍本町 ２ ２ 番 ２ 号アイユート健軍本町 ３ ０ １ 号 コーアツ工業 株式会社 熊本営業所 営業所長 坂本 博志 ３ 専 決 日 令和 ６ 年（２０２４年）１月 １ ５ 日

【６】 報第６号	件名：専決処分の報告について（一般県道池上インター線オフランプ橋橋梁上部工外工事請負契約の変更） <提出理由> 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> １ 請 負 金 額 ３０８，６８７，５００円 ↓ ３２６，２９７，３１９円 ２ 契約の相手方 昭和コンクリート・宝建設工事共同企業体 代表者 熊本市中央区神水２丁目７番１０号 昭和コンクリート工業 株式会社 熊本営業所 所長 宇野 親良 熊本市北区植木町豊田６３０番地の１ 株式会社 宝建設 代表取締役 吉岡 正芳 ３ 専 決 日 令和６年（２０２４年）１月９日
【７】 報第７号	件名：専決処分の報告について（一般県道砂原四方寄線（池上工区）谷尾崎高架橋（Ｐ２）上部工工事請負契約の変更） <提出理由> 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和４１年条例第２５号）第３号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８０条第２項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> １ 請 負 金 額 ９４９，６６３，０００円 ↓ ９５９，３５５，５６３円 ２ 契約の相手方 熊本市中央区水前寺６丁目５０番２５号 川田建設 株式会社 熊本営業所 所長 原田 修生 ３ 専 決 日 令和６年（２０２４年）１月１２日

【8】 報第8号	件名：専決処分の報告について（一般県道池上インター線池上インター橋 （区間③－1）橋梁鋼上部工工事請負契約の変更） <提出理由> 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> <table border="0"> <tr> <td>1 請 負 金 額</td><td>1, 3 8 0, 4 3 1, 9 7 2 円</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">↓</td></tr> <tr> <td></td><td>1, 4 4 0, 0 8 5, 0 1 4 円</td></tr> <tr> <td>2 契約の相手方</td><td>佐賀市鍋島3丁目3－20 株式会社 名村造船所 佐賀営業所 所長 草野 慶介</td></tr> <tr> <td>3 専 決 日</td><td>令和6年（2024年）1月11日</td></tr> </table>	1 請 負 金 額	1, 3 8 0, 4 3 1, 9 7 2 円		↓		1, 4 4 0, 0 8 5, 0 1 4 円	2 契約の相手方	佐賀市鍋島3丁目3－20 株式会社 名村造船所 佐賀営業所 所長 草野 慶介	3 専 決 日	令和6年（2024年）1月11日
1 請 負 金 額	1, 3 8 0, 4 3 1, 9 7 2 円										
	↓										
	1, 4 4 0, 0 8 5, 0 1 4 円										
2 契約の相手方	佐賀市鍋島3丁目3－20 株式会社 名村造船所 佐賀営業所 所長 草野 慶介										
3 専 決 日	令和6年（2024年）1月11日										

【9】 報第9号	件名：専決処分の報告について（熊本地震に伴う熊本競輪場施設改修電気設備工事請負契約の変更） ＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ 1 請 負 金 額 5 6 9 , 2 5 9 , 5 8 8 円 ↓ 5 7 9 , 1 4 9 , 3 5 9 円 2 契約の相手方 新星・SYSKEN・西日本・熊電建設工事共同企業体 代表者 熊本市東区神園2丁目1番1号 株式会社 新星 代表取締役 山本 健吾 熊本市中央区萩原町14番45号 株式会社 SYSKEN 代表取締役社長 福元 秀典 熊本市南区幸田2丁目3番39号 西日本電工 株式会社 代表取締役 釘本 洋 熊本市東区小峯2丁目6番64号 株式会社 熊電施設 代表取締役社長 田中 洋 3 専 決 日 令和6年（2024年）1月10日
---------------------	---

【10】 報第10号	件名：専決処分の報告について（熊本城飯田丸五階櫓石垣復旧工事（その9）請負契約の変更）										
	＜提出理由＞ 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの ＜主な内容＞ <table border="0"> <tr> <td>1 請 負 金 額</td><td>698,500,000円</td></tr> <tr> <td></td><td style="text-align: center;">↓</td></tr> <tr> <td></td><td>735,166,758円</td></tr> <tr> <td>2 契約の相手方</td><td>福岡市博多区下川端町9番12号 株式会社 大林組 九州支店 執行役員支店長 上田 哲夫</td></tr> <tr> <td>3 専 決 日</td><td>令和5年（2023年）12月27日</td></tr> </table>	1 請 負 金 額	698,500,000円		↓		735,166,758円	2 契約の相手方	福岡市博多区下川端町9番12号 株式会社 大林組 九州支店 執行役員支店長 上田 哲夫	3 専 決 日	令和5年（2023年）12月27日
1 請 負 金 額	698,500,000円										
	↓										
	735,166,758円										
2 契約の相手方	福岡市博多区下川端町9番12号 株式会社 大林組 九州支店 執行役員支店長 上田 哲夫										
3 専 決 日	令和5年（2023年）12月27日										

【11】 報第11号	件名：専決処分の報告について（富合中学校校舎増改築工事請負契約の変更） <提出理由> 工事請負契約の変更について、熊本市長の専決処分事項に関する条例（昭和41年条例第25号）第3号の規定に基づき専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定に基づき、市議会に報告するもの <主な内容> 1 請 負 金 額 1, 0 0 9, 8 0 0, 0 0 0 円 ↓ 1, 0 4 1, 9 1 8, 4 9 8 円 2 契約の相手方 三津野・幸保・秀拓・杉本建設工事共同企業体 代表者 熊本市東区健軍本町23番5号 株式会社 三津野建設 代表取締役 藤吉 一真 熊本市西区上代8丁目10番22号 株式会社 幸保工務店 代表取締役 叶井 誠司 熊本市西区上熊本3丁目20番6号 株式会社 秀拓 代表取締役社長 山田 桂三 熊本市南区富合町杉島974番地 株式会社 杉本工務店 代表取締役 杉本 信一 3 専 決 日 令和6年（2024年）1月10日
-----------------------	---